

うか。国際障害者年の中でも全面参加と平等が主張されました。ノーマライゼーションが言われ、日本政府も努力したとは思いますが、障害者の生活はどう変わったでしょうか。社会の中で、地域の中で大切にされてきましたか。人

としての人権は？尊厳は？未だ人としての権利は保障されていません。と鋭く突きます。障害者が人らしくあらゆる場所であらして暮らしていける保障を法律で条文で条項で整えてこそ障害者の権利が生まれる、と。

国連で採択された権利条約条文そのものを私たちが普通使っている言葉で細かく説明していただきましたことに感謝しています。

重い知的障害の子を育てて四十年を振り返ってみても、法によって守られてきたというより、親としてただ歯を食いしばり泣き苦しみながらの子育てだったように思います。

新しい年がすぐ目の前まできています。来年は良い年でありますように。

⑩第七分科会

わかちあい(障害者の権利

条約)に参加して

事務局 長田 昇一

第七分科会は、社会参加は保障されているのか？進んでいるのか？世界の議論から学び直そうをテーマに、障害者インターナショナル障害者権利擁護センター所長の金政玉氏の基調講演を受けて、毎日新聞東京本社論説委員の野沢和弘氏、奈良県障害者差別禁止条例の制定をめざす会の白杉真氏、東京都にお住まいの小林勇輔氏の三人をシンポジストとして意見交換を行なわれました。

基調提案では、「私たち抜きに私たちのことを決めてはならない！」という思いで、平成十八年十二月に国連総会で

採択された権利条約の批准を政府に強く求めているのとこのと。

この条例の概要は、①障害者を社会の一員として誇りをもつて生活する主人公(権利の主体)として考えること。

②すべての障害のある人が社会に参加できることを求め、社会の側が障害のある人一人ひとりを尊重し、受け入れることを求めていること。③障害のある人もない人も、一人ひとりの違いと尊厳が尊重され、差別なく同じように生活できることを原則にしていること。④障害関係の法令や政策・実施の意思決定過程に障害のある人の参画を求めていることなどを説明された。

加えて、どのようなことが差別になるのかということ、障害を理由とする不利益な取り扱い(直接差別、また、障害のある人に対して、形式的には不利に取り扱っていないが、障害を考慮しない基準や

慣行を適用することにより、障害のある人に不利な結果をまねくこと)間接差別、或いは、その人の障害の種別や特性による多様で個別的ニーズに対して、必要かつ適当な変更及び調整を行わないこと、いわゆる合理的配慮を行わないことなどが上げられています。

シンポジストのひとり、毎日新聞の野沢氏からは、現場で見聞きした差別実態について、切実な思いで語られましたが、千葉県では、平成十三年に千葉県知事に堂本氏が当選してから、障害者差別禁止法の制定の取組がすすみ、五年後に、日本で初めての障害者差別をなくす条例が誕生しましたと報告され、新聞紙上でも、キラキラと光る民主主義の結晶と取り上げられたとのこと。私たちも育成会活動のなかで、権利条約の具体化のため着実に取り組んでいきます。

全体会レポート

地域活動支援センター

墨江作業所 向井 玄人

二日目の全体会では、午前九時に、記念式典が開会され、副島理事長の開会挨拶がありました。あいさつのなかで、先日行われた天皇陛下の即位二十周年を祝う宮中茶会に招かれ、その際に両陛下と直接お話しすることができ、五十年式典にご出席いただいたことを覚えてくださっていたことや、六十周年式典への出席も約束していただいたとの報告がなされました。続いて、多忙な日程で駆けつけいたいた、知事、厚労省副大臣、文科省大臣、県選出国会議員の祝辞があり、その後、全国大会感謝状並びに表彰状の贈呈が行われました。大阪市からは、富田一幸大阪知的障害者雇用促進建物サービス事業共同組合理事長が感謝状を受けられました。